

第5 自主的な市町村消防の広域化推進のための方策

1 自主的な市町村消防の広域化を推進するために必要な措置

県では、消防組織法において、自主的な市町村消防の広域化を推進するために市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等を行うものと定められていることを踏まえ、本計画に基づき、消防の広域化の推進のために必要となる支援や県民及び関係者等への情報提供、普及啓発を積極的に行います。

(1) 市町村説明会等の開催

- ① 市町村担当部局・各消防本部に対する計画の説明会の開催
- ② 広域化対象市町村の組合せごとの説明会の開催
- ③ 広域化対象市町村が行う協議等への職員の参画

(2) 職員派遣の実施

- ① 法定又は任意の広域化協議会等への委員の派遣
- ② 法定又は任意の広域化協議会等への事務局職員の派遣

(3) 消防広域化に関する広報・啓発

- ① ポスター・パンフレットの作成・配布
- ② ホームページによる情報提供
- ③ 講演会・研修会に対する支援

(4) 消防広域化相談窓口の開設

- ① 広域化推進マニュアルの作成・配布
- ② 広域化に伴う事務全般に関する相談・助言
- ③ 広域化に伴う消防の行財政事務に関する相談・助言
- ④ 広域化に伴う一部事務組合等の再編・統廃合に関する相談・助言

2 広域化後の市町村消防の円滑な運営の確保

本計画に定められた広域化対象市町村では、消防組織法に基づき、市町村消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成し、おおむね次の項目について定める必要があります。

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針
- ② 消防本部の位置及び名称
- ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

また、広域化に係る協議の際には、下記事項についても十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画に定めることが必要です。

(1) 広域化後の消防の体制の整備

市町村消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において部隊運用、出動体制、事務処理等を一元的に行います。

(2) 構成市町村等間の関係

市町村消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識するとともに、構成市町村等間での意思疎通及び情報の共有に特に留意した上で、いずれの方式によるかを決定します。

(3) 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要です。

そのためには、例えば次のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において決定します。

<組合の方式による場合>

- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

＜事務委託の方式による場合＞

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

3 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保

(1) 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」の第37条に基づき、原則として、一市町村に一団を置くこととなります。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
- ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

(2) 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが重要です。

このため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

- ② 各構成市町村等の長及び防災・国民保護担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保

4 消防指令業務の共同運用

消防指令業務の共同運用については、消防庁の通知により、「①消防指令業務を行う指令センターは原則として県域ごとに設置することが望ましい（指令センターは原則として1つ整備する）。②消防指令業務の共同運用のエリアについては、平成19年度に策定する消防広域化推進計画との整合を図り決定されたい。」とされました。

また、本県における消防救急デジタル無線の広域化・共同化の枠組みを定めた「埼玉県消防救急無線の広域化・共同化整備計画（平成19年3月）－埼玉県消防救急無線の広域化・共同化推進協議会－」においても、今後の課題として消防広域化推進計画の内容を協議していく中で検討することとされました。

このため、消防指令業務の共同運用は、平常時や大規模災害時の消防救急活動における有効性のほかに、行財政上の効果が期待されていることから、本計画に示された広域化対象市町村の組合せに沿って検討していくことが必要です。